

介護予防・日常生活支援総合事業重要事項説明書

第一号訪問事業

<令和 6 年 6 月 1 日現在>

1. 当方が提供するサービスについての相談窓口

電話：080-5540-3986（午前9時～午後5時まで 但し土、日曜日定休）

＊ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 花いちりん馬込の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	花いちりん馬込
所在地	船橋市馬込西2丁目18番22号
介護保険指定番号	介護予防訪問型サービス (船橋市 1270903337号)
サービスを提供する地域	船橋市

(2) 当同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者 (サービス提供責任者と兼務)	介護福祉士	1名		事業の統括	1名
サービス提供責任者	介護福祉士	2名		サービス管理・相談	2名
訪問介護員	介護福祉士 実務者研修修了者 ヘルパー2級又は 初任者研修終了者	1名	6名 1名 2名	サービス提供	9名
事務員			0名		0名

(3) 営業時間

月曜日～金曜日：午前9時～午後5時

(12月30日から1月3日は休み、土日は相談に応じます。)

3. サービス内容

(1) 生活援助 買物、調理、掃除、洗濯 など

4. 利用料金

(1) 利用料

介護保険から給付サービスを利用する場合は、介護報酬告示上の額に、介護職員処遇改善加算新加算Ⅱ（22.4%）を加え、地域加算（10.84%）各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を、乗じた額とする。

項目	I（週1回）	II（週2回）	III（週3回）
訪問型サービス	15,598円	31,165円	49,452円

- *基本料金に対して、早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）帯は25%増し、基本・早朝・夜間以外は50%増しとなります。
- *上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。

(2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

(3) その他

- ①お客様の住まいで、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気等の費用は、お客様のご負担となります。

②料金のお支払方法

月末締めで当月料金の合計額の請求書に明細書をつけて、翌月15日までに前月分の請求をいたしますので、月末までにお支払ください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。振込の場合は「振込金受領書」を領収書の代わりとします。

お支払方法は、銀行振込、現金集金、2通りの中から、ご契約の際に選べます。

銀行口座： 京葉銀行 馬込沢支店

普通口座名義： 千葉県高齢者生活協同組合 代表理事 渡邊 秀樹

（振込料は利用者負担とします。） 口座番号 1010685

- ③料金について、ご不明な点がございましたら、連絡ください

（連絡先電話：080-5540-3986）

5. 当方の介護予防・日常生活支援事業サービスの特徴等

(1) 運営の方針

ご利用者一人一人のニーズに合わせた自立支援とゆとりあるサービスを提供します。
ご利用者と共に今を大切にします。

(2) サービスの利用のために

事項	有 無	備考
ホームヘルパーの変更の可否	○	変更を希望される方はお申し出ください
男性ヘルパーの有無	○	
従事者への研修の実施	○	毎月ミニ研修を実施、年2回外部研修実施。

6. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主 治 医	主治医氏名	
	連 絡 先	
ご 家 族	氏 名	

7. 衛生管理等

訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

事業所において感染症が発生、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

(ア) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を年に2回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

(イ) 事業者等における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

(ウ) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修を定期的 to 実施します。

8. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

9. 身体拘束廃止への取り組みについて

事業者は、利用者の身体拘束の廃止に努めます。ただし、緊急やむを得ず身体拘束をする場合は、「身体拘束廃止に関する指針」によるものとします。

10. 虐待防止への取り組みについて

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施する等の措置を講じます。

11. ハラスメントについて

当事業所におけるハラスメントの防止に関する基本方針に従い業務に努めます。またサービス時に下記のような行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービス中止や契約を解除することもあります。

①事業者の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。

②パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為

③長時間の電話、ヘルパーや事業所に対して理不尽な苦情を申し立てる等の、その他行為

12. 業務継続計画の策定等について

(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施します。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13. 天災等不可抗力

契約の有効期間中、地震・噴火等の天災、その他事業所の責めに帰すべからざる事由により、本サービスの実施ができなくなった場合には、以後、事業者は利用者に対して本サービスを提供すべき義務を負いません。また、大雪、大雨・強風等悪天候の場合は、訪問時間の遅延もしくは中止となる場合があります。

14. サービス内容に関する苦情

- (1) 総合相談窓口：花いちりん馬込 根本律子 電話080-5540-3986
- (2) その他

当方以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

船橋市介護保険課 電話：047-436-2302

千葉県国民健康保険団体連合会 電話：043-254-7347

千葉県運営適正化委員会 電話：043-246-0294

15. 第三者評価の実施の有無

なし

16. 当組織の概要

名称・法人種別 : 千葉県高齢者生活協同組合
代表者役職・指名 : 代表理事 渡邊 秀樹
所在地 : 〒261-0011 千葉県千葉市美浜区真砂5-21-12

17. その他

令和 年 月 日

■ 介護予防・日常生活支援事業の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました

事業者

所在地 船橋市馬込西2丁目18番22号

名称 花いちりん馬込 印

説明者氏名 印

■ 私は、契約書および本書面により、事業者から介護予防・日常生活支援総合事業についての重要な事項の説明を受けました。

利用者 住所 印

氏名

(家族・続柄) 住所

氏名 印

(代理人) 住所

氏名 印

改定 2024 年 6 月 1 日